

取り戻そう！ 今こそ議会を 市民の手に



2010年 秋号



し お み 塩見まきこ

市議会ニュースレター

発行責任者:塩見牧子 〒630-0215 生駒市東菜畑 1-316-1 朝日プラザ 502 TEL:0743-75-3403 FAX:0743-74-8518 e-mail:shiomi753@yahoo.co.jp

生駒市立病院開設へ！ 病院関連3議案が可決

9月議会最終日の27日、生駒市立病院開設許可申請に必要な指定管理者指定議案、一般会計補正予算、病院事業会計予算の3議案が可決し、平成17年に生駒総合病院が閉院して以来、手薄になっていた救急、小児二次などの医療を担い、地域医療の中核となる市立病院が平成26年に開設される見通しとなりました。

市立病院の開設によって救急医療体制の改善が期待できますが、その一方で私たち市民も、軽症で緊急性がないのに安易に受診することで救急医を疲弊させ「医師離れ」の原因を作ることのないよう、地域医療を守り育てる「賢い」患者となることが求められます。

* 生駒市医師会は医療連携の拒否を表明

9月3日、市内外の二次救急輪番病院等と市との意見交換会が開催されました。病院側は、「関係医療機関との協議がないまま病院事業計画案が取りまとめられた。」と市を批判。これに対して市は、「計画案を取りまとめた病院事業推進委員会には各病院も加入している医師会からの代表が入っていたので協議はされてきたものと考え。」と反論。議論は平行線をたどりました。

その後9日、生駒市医師会から、十分な事前合意のないまま策定された現計画には賛同できず市立病院との連携はできない、との意見書が市に提出されるとともに、13日には、病院関連議案に反対の意を示すようにとの嘆願書が議会に提出されました。

* 市民福祉委員会は3議案を可決

9月16日、市民福祉委員会で病院関連3議案が審査されました。医療法人徳洲会を市立病院の運営主体とする指定管理者指定議案では、委員か

ら「現計画では関係医療機関との連携が図れない」「地元自治会への対応が不十分」との意見も出ましたが、いつまでも市立病院に病床が確保されるわけではないこと、基本協定書には「地域住民と育てる市立病院」にふさわしく市民も入った「管理運営委員会」の設置が盛り込まれていること、先に徳洲会を指定管理にした静岡県牧之原市の「榛原総合病院」では地元要望にこたえていることなどが質疑で確認され、賛成多数で可決しました。

* 医師会のいう「地域医療」って…

本会議での採決を目前に控えた25日、奈良県医師会から、現計画では地域医療が崩壊するから、年間1~2億円を出して小児科10床の診療だけ既存の市内民間病院に担わせればよいとの見解が各議員に届きました。しかし市立病院の現行案では借地料約5500万円の負担で済みます。(これも国からの交付税措置で、当面、市負担はありません。)結局、医師会見解は27日の採決に影響を及ぼすことなく、下記の表のとおり賛成12反対10で可決しました。

■ 指定管理者指定議案に対する賛否

【敬称略・中谷議長(凜翔)は採決に加わらず。】

賛成	井上 ^清 ・有村・角田・伊木・吉波・塩見(以上、市民派クラブ)、福中・小笹・谷村(以上、市政改革クラブ)、宮内・上原・浜田(以上、日本共産党)
反対	稲田・山田・中野・西口・井上 ^充 ・白本(以上、凜翔)、矢奥・下村・八田(以上、生駒市議会公明党)、中浦(市政改革クラブ)

まちをきれいにする条例案は修正可決

6月議会で議案を提出したものの、いったん市が議案を取り下げた「まちをきれいにする条例」案が、環境文教委員会審査で指摘された問題箇所を修正した形で再度提案されました。

しかし、たばこや空き缶等をポイ捨てした場合や散歩時にペットのフンを放置した場合の罰則規定については、過料の金額が「5万円以下」から「2万円」に変わっただけで、罰則規定そのものは残っていたため、最終本会議で罰則規定をなくした理念条例とする修正の動議が小笹議員ら4会派の議員から提出され、採決の結果修正案が可決しました。

■「まちをきれいにする条例」修正案に対する賛否
【敬称略・中谷議長(凜翔)は採決に加わらず】

賛成	福中・小笹・谷村・中浦(以上、市政改革クラブ) 宮内・上原・浜田(以上、日本共産党) 稲田・山田・中野・西口・井上 ^亮 ・白本(以上、凜翔) 矢奥・下村・八田(以上、生駒市議会公明党) 伊木(市民派クラブ)
反対	井上 ^清 ・有村・角田・吉波・塩見(以上、市民派クラブ)

悩んだ末の採決

修正案は、罰則の及ぶ禁止行為の対象と範囲が明確に絞られない(喫煙禁止区域やペットの種類が限定されていない)まま条例を施行すれば人権を侵害しかねない、との趣旨で提出されました。この趣旨は理解できますし、条例を制定するときにはあらゆる人の立場に立って考えることが必要です。

とはいえ、原案では、過料に至るまでに調査・指導⇒勧告⇒命令⇒氏名の公表という手順を踏むことになっていて、罰則に至るのはよほどの悪質なケースです。その場合であっても対象者の権利権益に配慮することも規定されています。原案にも問題は残っていますが、もう「啓発」の段階にはないとの判断で理念条例とする修正案には反対しました。

タダほど怖いものはなし!?! ~美鹿の台住宅地内がけ崩れ~

平成22年度一般会計補正予算案

7月7日の局中的な集中豪雨により、午後4時30分ごろ美鹿の台第3緑地の法面土砂が滑落して道路上に流出し、その復旧事業に伴う補正予算案が提出されました。復旧にかかる費用は総額1億1千万円にのぼる見込み。(うち、今年度予算の補正額は5300万円。)

問題はこの法面が開発業者から市が無償で提供を受けた土地だったということです。タダでもらい受けた結果が災いの種となって市負担を増やしましては本も子もありません。9月16日の都市建設委員会では、この点について市に批判が集中しました。

*緑地提供を受けたのは適当であったか？

開発行為に伴ってできた公園や法面などの「緑地」は、①無秩序な市街地化防止 ②公害防止 ③災害防止を目的として、それを有効活用、管理する能力を有する自治体が提供を受けるのが一般的です。

ところが、今回は「災害防止」を目的として提供を受けた緑地自体が土砂崩落という災害を生み出すという皮肉な事態になりました。

宅地造成工事にあたっては、政令や都道府県の規則で定めた技術基準に従って災害防止に必要な措置を講じなければなりません。美鹿の台第3緑地の法面はその基準勾配の30度以内限りなく近い29度30分だったと判明しました。

また、第3緑地そのものは地すべり地域には指定されていませんでしたが、付近には土砂災害マップでも危険性を指摘されている区域が点在しています。

*生駒市は奈良県に意見を！

今回のような事態を避けるためにも、生駒市は奈良県に対して、土砂災害の危険区域が周辺にあるような区域においては技術・検査基準を厳しくするよう意見を申し出るとともに、緑地の提供を受ける際には災害発生時の保障について開発業者や県と事前協議しておくことが必要です。

なお補正予算案は、付近住民の安全確保のため一日も早い復旧工事を進める必要があるとして、塩見は賛成討論を行い、賛成多数で可決しました。

雨水を浸透させて地下水の保全を！

9月議会一般質問 その1

今年の夏は全国的に記録的な猛暑で日照り続きでした。かと思うと、局地的な集中豪雨で美鹿の台第3緑地のように土砂災害が起こるなど、私たちの生活に与える影響は深刻です。このような異常気象の原因の一つとして、都市化で地表がコンクリートやアスファルトで覆われ雨水が地下に浸透しなくなったことが考えられます。今回は雨水を地下に浸透させて地下水の保全と涵養をはかるための施策について質問しました。

市の地下水保全の取り組みは？

【塩見】第5次総合計画における「大和川流域総合治水対策事業」として雨水貯留浸透施設を整備状況と今後の計画は？

【松本建設部長】すでに4小中学校と健民グラウンドへの雨水貯留施設の設置と透水性の道路舗装で目標値を超えている。今後、施設の方は財政上難しいが、舗装で下流域への流出抑制に努めたい。

【塩見】総合計画で計画されている上水道における水資源の有効活用を図るための調査とは、どのようなものか？

【古川水道局長】地下水は、取水量が低下傾向にあるが、低廉で安心な水の安定供給には不可欠。地下水を枯渇させないためにも、漏水調査、老朽管の更新、市民への節水啓発に努めるとともに適

切な要水量を調査する。

*屋根から雨どいを伝う雨水を地中に埋めた穴開きのマスから徐々に地中に浸透させます。

雨水浸透ます*を勧奨しては？

【塩見】雨水の地下浸透は地球温暖化対策、上水道の地下水確保策、集中豪雨時の災害対策から早急に取り組むべきと考える。「雨水浸透ます」の設置を一般家庭にも勧奨してはどうか？

【吉岡都市整備部長】効果はあると考えるが、生駒市は地形的に傾斜が多く、設置が地すべり等の原因になりかねず、慎重に検討したい。

【塩見】設置に適当な地では「雨水浸透ます」に補助を、不適当な地では「雨水貯留タンク」に補助を出せばいい。導入可能かどうか多方面から検証していただきたい。

指定管理者の更新ラッシュ、円滑な引き継ぎを！

9月議会一般質問 その2

指定管理者制度は、住民サービスの向上とコスト削減を目的として平成15年に導入された制度で、制度導入により民間にも公共施設の管理が開放されるようになりました。来年4月に市の公共施設は指定管理者の更新ラッシュを迎えますが、事業者任せの引継ぎは住民サービスに影響が出かねません。引き継ぎ時の課題について質問しました。

引継ぎ前に現指定管理者の評価を！

【塩見】指定管理者の更新にあたり、現指定管理者の管理実績の評価が必要。市はどのような方法で評価を行っているか？

【今井企画財政部長】利用状況の報告を受け、事業報告書の提出を求め業務実施状況を確認。協定書では随時立ち入り調査を行い、仕様書等の条件を満たしていなければ改善勧告をすることになっている。

【塩見】実際に職員は足を運ぶべき。施設の小規模修理は指定管理者負担だが、事業者任せだと大規模修繕が必要になったり事故が発生したりして却って市負担が増えかねない。

また、利用者アンケートの結果は指定管理者と

市、利用者である市民との三者間で共有し、問題を認識するしくみ作りが必要ではないか？

【今井企画財政部長】先進的な自治体の取り組みを検討したい。

引継ぎは市が責任をもって行うべき

【塩見】新旧指定管理者間のトラブルを避けるためにも、引き継ぎ費用は市が負担するなど、行政が積極的に関わるべきではないか？

【山下市長】引継ぎにしても修繕にしてもモラル上、利用者に迷惑をかけるようなことはないと思う。

【塩見】引継ぎの混乱で困るのは市民。引継ぎ時には市職員が立ちあうようにしていただきたい。

議員定数と報酬は市民投票で決めよう！

議員定数と報酬を削減する条例改正の直接請求が 12 月議会に議案として上がってくる見込みです。「議員の処遇だけが聖域化しているのはおかしい」というご意見の一方、「二元代表制における地方議会や議員の権能がどうあるべきかを考えないまま定数・報酬を削減することは地方自治そのものの否定だ」というお声もいただきます。議会では、2 年前からこの問題を取り上げてきましたが、全議員の意見の一致はみていません。

塩見は、定数は現行どおり、報酬は削減を主張します！

議員になるまで、塩見は定数も削減すべきという考えでした。それは、「仕事をしないなら減らしてしまえ！」という単純な考えからでした。

しかし、議員になって二元代表制における地方議会の役割を考えたとき、その考えはあまりに乱暴だと思い至りました。議会は行政の監視機関であるとともに、議会と行政は互いに対峙（対立ではありません。）・けん制しあいながら議論を深め、よりよい政策をつくりあげていく機能が求められています。

確かに、今はその機能が十分に発揮されているとは言い難い状況ですが、それは議員の数を減らして解決するものではありません。批判するだけ

で対案を出さない議員、逆に行政に馴れ合うだけの議員を、皆さまの手で入れ替えてこそ議会の機能はアップします。

なお、報酬については今までどおり、削減を主張します。今後、合理的な理由で皆さまにご納得いただけるような削減率を提示してまいります。

市民投票で市民の意思を示すべき！

市民福祉や将来のまちづくりの方向性を決める権能を持つ議会の機構をどうするか、議会機能を発揮するのに必要な議員の処遇をどうするのか、という重要な問題は市民全体で考えるべきです。塩見は、この問題について議会意思を示しつつも、市民投票に付して市民間で議論を深めていただき、議会はその投票結果に従うべきと考えています。

視察で見かけたこんな標示…



これは、10月22日に市民福祉委員会の視察で千葉縣市川市を訪れたときに見かけた「路上禁煙・美化推進地区」の路上標示の写真です。市川市も「市民マナー条例」を制定し、特定地区での路上へのごみやたばこのポイ捨て、ペットのフン放置を禁止し、違反した者には過料 2000 円を科しています。条例で過料を科すときはここまで徹底すべきと思うものの、この標示、どう見ても「美化」を損ねています。本当は条例で規制しなくても個々がマナーを守る社会でありたいものです。

今年度は、決算審査特別委員会が例年より半月ほど早まったことで9月議会報告が遅くなりました。

議会では、議会や議員の活動実態を正しく市民に伝えられてこなかった、と定数や報酬、議会の活動実態について、市民の皆さまにお伝えするとともに皆さまからのご意見を頂戴するため、「市民との意見交換会」が開催されることになりました。今回はテーマが限定されていますが、これを機に今後は定数等の問題だけでなく、定例会の報告や市政全般にわたっての意見聴取の場にまで発展できればと思います。



皆さまの地域に議会が出向いた時には、ぜひ足をお運びください。（今後、折り込み案内チラシや自治会回覧等にご注意ください。）

従いまして、毎議会後に開催している「塩見議会報告会&塩見との意見交換会」は、議会主催の意見交換会が優先ですので、今回は開催を見送らせていただくこととお詫び申し上げます。塩見牧子

